

## 船舶インシデント調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和7年6月28日 08時45分頃
発生場所	富山県伏木富山港新湊区内 新湊西防波堤灯台から真方位 164° 1.2 海里付近 (概位 北緯36° 45.8' 東経137° 07.2')
インシデントの概要	実習艇わかしお3号は、航行中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年6月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	実習艇 わかしお3号、2.80トン 244-24734 富山、独立行政法人国立高等専門学校機構（法人A） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力170.00kW、回転数毎分3,683、6気筒、ボア94mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、令和5年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天候 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、学生2人を乗せ、法人Aのヨット部活動支援の目的で、伏木富山港新湊区内の定係地を出航し、同港内を航行中、突然主機が停止した。 船長は、主機の始動を試みたがセルモーターは回るもの始動しなかったので、自力での航行を諦め、運用マニュアルに従って法人Aの船舶運航センター（運航管理者）に救助を要請した。 船長は、運航管理者から燃料油系統の確認作業を指示されたが、対応できなかったので118番通報するよう指示され、海上保安庁に本インシデントの発生を通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇によりえい航されて出航地に戻った。 海上保安官が調査したところ、本船の燃料タンク出口のコック（以下「燃料コック」という。）が開いておらず主機に燃料油が供給されなくなっていることが判明した。 本船の出航作業マニュアルでは、船長が燃料コックの開放を確認することになっているが、安全確認チェックリストに入っていないかった。

	<p>本船の利用者は、入航時の安全確認チェックリストにも入っておらず、ふだん燃料コックに触れるることはなかった。</p> <p>燃料コックは、出航準備作業時、開放されていたものの、乗船経験が浅い同乗していた学生により、出航作業マニュアルに従って開放されるところを誤って閉鎖され、船長である教官に開とした旨を伝えていた。</p> <p>船長は、本船の就航時の研修に参加していたものの、燃料コックの位置を把握していなかった。</p> <p>船長は、運航管理者に本船の使用許可を申請して許可を得た法人Aの教官であった。</p> <p>運航管理者は、船長となり得る教官に対し、燃料トラブル等個別のトラブルが発生した際の対処法について研修をしておらず、また、本船の使用方法に対する研修は実施していたものの、記録を取っていなかった。</p> <p>運航管理者は、出航作業マニュアル、安全確認チェックリストを適切に管理しておらず、同マニュアルと同チェックリストの齟齬についても是正していなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、燃料コックの点検を行わずに出航したことから、燃料コックが閉鎖されていることに気付かず、航行中、主機に燃料が供給されずに始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の出航作業マニュアルには燃料コックの開放の確認が記載されていたものの、安全確認チェックリストには記載されていなかったことから、燃料コックの開放を確認しなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船就航時の研修に参加していたものの、燃料コックの位置を把握できていなかったものと考えられる。</p> <p>運航管理者は、出航作業マニュアル、安全確認チェックリストを適切に管理していなかったことから、同マニュアルと同チェックリストの齟齬についても気付いていなかったものと考えられる。</p> <p>運航管理者は、船長となる者に対して、研修の記録を取っていなかったことから、同者に対する技量を把握できていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が、燃料コックの点検を行わずに出航したため、燃料コックが閉鎖されていることに気付かず、本船が航行中、主機に燃料が供給されずに始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>法人Aは、以下の対策措置を講ずることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運航管理者は、出航作業マニュアル及び安全確認チェックリストを見直し、齟齬のないようにすること。</li> </ul>

- ・運航管理者は、出航作業マニュアルだけでなく、船舶のあらゆる状態におけるマニュアル及びチェックリストを策定し、正式文書として管理すること。
  - ・運航管理者は、船長となる者に船舶及び安全に関する研修を行い、教育記録を作成して、履修していない者に乗船の制限等の措置を課すこと。
  - ・船長となる者は、運航管理者が実施する研修を必ず受講すること。
- 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。
- ・船長は、出航作業マニュアル及び安全確認チェックリスト等に従い、船体や機関等について必要な点検を全て実施してから出航すること。
  - ・運航管理者は、出航作業マニュアルだけでなく、入航時、航行時の安全マニュアルを適切に管理し、全ての点検項目についてのチェックリストを作成してチェックを徹底させること。
  - ・運航管理者は、船長となり得る者に対して研修を実施し、研修記録を作成して技量を把握し、乗船資格を明確化すること。